

佐賀市通学路交通安全・防犯プログラム

通学路の交通安全及び防犯対策の確保に向けた取組みの基本方針

佐賀市通学路安全推進協議会

平成 26 年 7 月

改正：平成 29 年 2 月

改正：平成 31 年 3 月

改正：令和 6 年 2 月

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、佐賀市では平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

この通学路の安全確保に向けた取組を継続的に行うため、関係機関の連携体制を構築し、「佐賀市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

その後、平成30年に新潟県で下校中の児童が殺害されたことをうけ、防犯の観点による通学路緊急合同点検を実施し、交通安全に加え防犯対策についてもあわせて協議することとしました。

本プログラムに基づき、今後とも、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進協議会」を設置します。本プログラムは、この協議会で議論し、策定しました。

- ・ 佐賀市教育委員会
- ・ 佐賀市建設監理課
- ・ 北部建設事務所
- ・ 佐賀北警察署
- ・ 国土交通省佐賀国道事務所
- ・ 小中学校校長会
- ・ 佐賀北地区交通安全協会
- ・ 佐賀市交通安全指導員会
- ・ 佐賀地区防犯協会
- ・ 佐賀市生活安全課
- ・ 佐賀市道路整備課
- ・ 南部建設事務所
- ・ 佐賀南警察署
- ・ 佐賀県佐賀土木事務所
- ・ 佐賀市PTA連絡協議会
- ・ 佐賀南地区交通安全協会
- ・ 佐賀市自治会協議会
- ・ 佐賀市子育て総務課

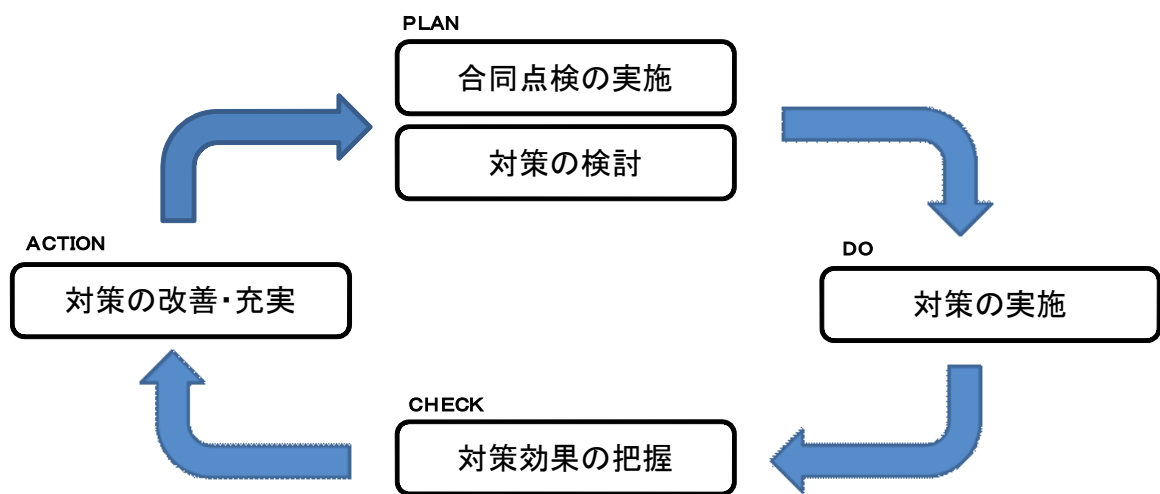
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



(2) 合同点検の実施

①合同点検の実施時期等

- ・市内の小中学校から点検の要望があった場合には、随時、合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

②合同点検の体制

- ・小中学校ごとに、学校、道路管理者、警察、生活安全課、子育て総務課、教育委員会が参加する合同点検を行います。点検箇所によっては、P T Aや自治会、見守り隊等が参加する場合があります。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵、防犯灯設置のようなハード対策、また、交通規制や交通安全教育、防犯教育や見守り活動のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がったか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、アンケートを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。